



三上税理士法人発行  
オリジナル事務所通信

平成 26 年 2 月号

《 所長便り 》

皆さんこんにちは。

いよいよ消費税改正が目前に迫ってきました。

生活に大打撃な消費税改正だけでなく、こんな改正も行われています。

もう一度おさらいしていきましょう。

#### 1、平成26年4月から交際費が800万円まで全額経費に！

今までは、90%しか経費にならなかったんです。300万円の交際費を使えば、30万円分経費にならず、法人税を10万円程度払わなければならなかった。それが、全部経費！でも使いすぎたら経営を圧迫しますよ。

#### 2、印紙税改正

領収書の印紙の話。平成26年4月1日以降に作成される領収書は、5万円まで非課税（貼らなくてよい）たかだか200円。でも200円あれば、

うまい棒を3本（30円）と、

チロルチョコ2個（40円）

よっちゃんイカ（30円）

ビックカツ（30円）

蒲焼さん太郎（10円）

どんどん焼（20円）

ベビースターラーメン（30円）

こんなに買うことができるんです！！



《 経営情報 》文責：福谷

今回は、2014年1月からスタートしたNISA（少額投資非課税制度）のお話をしたいと思います。テレビCMも大量に流れていますので皆さまもご存じかと思いますが、「株や投資信託などの運用益や配当金を一定額非課税にする制度」です。

従来は、上場株式等の譲渡所得・配当所得には、軽減税率10.147%（所得税7%・住民税3%・復興税0.147%）が課税されていました。しかし、2013年12月にこの軽減税率が廃止されてしまい、2014年1月から税率20.315%（所得税15%・住民税5%・復興税0.315%）が課税されてきます。その代わりに創設された制度なのです。

三上税理士法人

〒486-0945 愛知県春日井市勝川町4-170 パークサイドハイツ1階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

MAIL [mikami@taxer.info](mailto:mikami@taxer.info)

簡単に申し上げますと、2014年1月から毎年100万円（最大5年間）までの非課税投資枠が設定され、投資金額100万円分までの株式投資や投資信託に係る値上がり益や配当金が非課税となります。

しかし、このようなメリットとは裏腹に相当のデメリットもあります。

第1に、税金がかからない代わりに損失が発生していても、NISA外の口座の利益との相殺や損失の繰越ができないことです。

第2に、最長の投資期間5年を経過した時点で損が発生していると、「その時点の価格が取得価格」になってしまうことです。例えば、100万円で投資した株が非課税期間終了時に80万円になっていた場合、80万円で取得したことになります。その後90万円で売れたとしても10万円利益が出ているとみなされ2万円税金がとられてしまいます。

したがって、値動き次第では、通常の課税口座で運用するより不利になる可能性がありますのでご注意ください。

#### 《 今月の税務 》

- ・前年12月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税）  
申告期限…2月28日
- ・6月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）（半期分）  
申告期限…2月28日
- ・固定資産税（都市計画税）の第4期分の納付  
納期限…2月28日

#### 《 行楽日記 》 文責：大久保

少し前の話になりますが、昨年9月中津川公園で開催された音楽フェス「中津川 THE SOLAR BUDOKAN 2013」に家族で行ってきました。



これは2012年12月に日本武道館で太陽光発電の電気のみを活用して開催された音楽フェスを野外でも！というチャレンジで開催されたイベントです。ということで、会場内には大量のソーラーパネルが設置されており、ミニカーにソーラーパネルを貼ってミニソーラーカーを工作して遊んだりできる体験ブースもありました。

子供が生まれるまでは、夫と一緒にライブハウスに足を運んだものですが今ではそうそう行けず…。でも野外フェスは子供連れでも参加しやすいのが嬉しいところ。ダイノジで笑い踊り、HEAT WAVE 山口洋の歌に酔い、大満足の日でした。

この中津川公園、私は初めて行ったのですが、野球場やテニスコートも併設された大型の公園で、スケボーやBMX専用のスケートパークまでありました。ローラー滑り台など子供が遊べる大型の遊具もたくさんあったので、暖かくなったらお休みの日にまた遊びに行こうと思っています。

#### 三上税理士法人

〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

MAIL [mikami@taxer.info](mailto:mikami@taxer.info)